

# 標津町における建築物の確認申請について

建築基準法では、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に資すること（法第1条）を目的に、技術基準が規定されています。この目的を達成するため、工事着手前に建築物の計画の適法性をチェックする制度が確認申請です。下表に該当する場合、建築主は確認申請書を提出し、建築基準法に適合しているか建築主事の確認を受ける必要があります。また標津と川北の中心市街地は、法令の遵守を目的に、法第6条第1項第4号の規定による区域（要確認指定区域）が指定されています。要確認指定区域では、増築、改築又は移転の床面積10㎡を超える場合や、新築する場合（床面積10㎡以内を含む）について、確認申請書の提出が必要です。工事着手前に確認申請書を、指定確認検査機関もしくは根室振興局建設指導課（受付窓口：役場建設水道課）に、提出してください。なお法第6条第1項第4号の規定による区域は、法第22条第1項の規定による区域にも指定されています。

- 1.法第6条第1項第4号の区域（要確認指定区域）は、町のホームページ建築確認申請の資料欄に掲載しています。
- 2.住宅等の敷地内に設置する車庫やプレハブ物置等は「増築」になります。

## ●確認申請を要する建築物●

建築基準法第6条第1項各号の区分	建築物の種類 (用途・構造・規模)	工事種別	確認を要する建築場所
1号	特殊建築物 <sup>※注1</sup> で床面積の合計が200㎡を超えるもの	建築 <sup>※注2</sup> 、 大規模の修繕、 大規模の模様替、 特殊建築物への 用途変更	町内全域
2号	木造建築物で①～④のいずれかに該当するもの ①階数が3以上のもの ②延べ面積が500㎡を超えるもの ③高さが13mを超えるもの ④軒の高さが9mを超えるもの	同上	
3号	木造建築物以外で①～②のいずれかに該当するもの ①階数が2以上のもの ②延べ面積が200㎡を超えるもの	同上	
4号	上記1号～3号以外のもの	建築 <sup>※注2</sup>	要確認指定区域 (標津と川北の 中心市街地)

※注1.特殊建築物とは、倉庫や自動車車庫等の建築基準法別表第1(イ)欄の建築物。牛舎は特殊建築物ではないが、2号、3号もしくは4号に該当する場合、確認申請を要する(ただし、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(通称「畜舎特例法」)に基づき畜舎等の建築及び利用に関する計画を作成申請し、北海道知事の認定を受けた場合は確認申請を要しない)。工場は特殊建築物だが、2号、3号もしくは4号として取り扱う。

※注2.建築とは、建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転すること。

その他補足事項

ア)増築、改築、移転で床面積10㎡以内は確認申請を要しない。

イ)工事中仮設建築物は確認申請を要しない。

ウ)非常災害による応急仮設建築物は用途、規模により確認申請を要しない。

エ)一定規模以上の工作物や昇降機等の建築設備は、確認申請を要する。

オ)用途を変更し1号の特殊建築物となる場合は、類似の用途変更を除き確認申請を要する。

カ)増築することにより、1号～4号の規模となる場合は、1号～4号の建築物として取り扱う。

キ)土砂災害防止法に基づき指定された特別警戒区域内は、居室を有する建築物について確認申請を要する。

### ～確認申請・完了検査の流れ～

建築確認申請は、建築主本人が申請しますが、建築士などに申請業務を委任して行うことができます。確認済証が交付されますと、工事に着手できます。工事が完了しましたら、4日以内に工事完了検査の申請を行ってください。

①確認申請が不要でも10㎡を超える建築には「工事届」の提出が必要となります。

②建築物を除却しようとするときも10㎡を超えると「除却届」の提出が必要です。

問合せ先 標津町役場 建設水道課 建築担当

☎0153-85-7247

根室振興局産業振興部建設指導課建築住宅係

☎0153-23-6832